(2023年1月19日時点版)

## 無人航空機の登録申請に係る Q&A 集

## 国土交通省 航空局

無人航空機ヘルプデスクで問合せの多い質問をまとめました。 機体登録の申請に当たってご活用ください。

- Q1 登録申請を行いましたが、何の連絡もありません。自分の申請がどのような状況か知りたいのですが。
- A ドローン情報基盤システム 2.0(登録機能)では申請状況を確認できます。以下の「使い方」から「申請状況を確認・取消・取下げする」をご覧ください。処理を行ってすぐはシステムに反映されないため、しばらく待ってからご確認ください。

https://www.dips-reg.mlit.go.jp/contents/drs/manual.html

また、手続きの後、**電子メールにより補正指示や本人確認が行われます**。補 正指示に従って補正したり、受信したメールに記載の URL をクリック頂かないと 手続きされませんので、メールが来ていないかご確認ください。

書面で申請の方(本人確認書類を郵送する場合を含む)へ、書面で申請頂いた後、**電子メールにより本人確認が行われます**。メールに記載の URL をクリック 頂かないと審査が進みませんので、メールがきていないかご確認ください。

マイナンバーカード、免許証 eKYC やパスポート eKYC 以外で登録申請を行った 方、書類の郵送を選択してオンライン申請を行った方へ。本人確認書類の郵送 を忘れていませんか。本人確認書類を送付頂かないと手続きされません。

マイナンバーカードで登録申請を行った方へ、**電子メールによる本人確認が** 行われた後、マイナンバーカードによる本人確認が行われます。本人確認が最 後まで完了しないと登録申請が行われませんのでご注意ください。

手数料を支払ったけど、音沙汰がない、といった方へ。手数料支払いの数日後 にシステムに反映され、職員による決裁処理が行われます。処理には日数を要し ますのでお待ちください。

なお、申請が正常に完了すると、申請受付番号(DRから始まる番号)が記載 されたメールがシステムより送付されます。メールが届かない場合、申請が最 後まで完了していない可能性がありますのでご注意ください。 Q 2 アカウント開設の申請を行いましたが、ログインするための「ログイン ID」が わかりません。「ログイン ID」を知るためにはどのようにすればよいでしょうか。

A アカウント開設の申請が行われると、ドローン情報基盤システム 2.0 (information@dips-reg.mlit.go.jp)からアカウント開設時に入力したメール アドレス宛に「ログイン ID」を記載したメールが送信されますので、メールをご 確認ください。

ログイン ID が届かなかった場合は、ドローン情報基盤システム 2.0 のログイン 画面から「ログイン ID を忘れた方はこちら」から再送を行うことができます。

メールが届かない場合、プロバイダの迷惑メール設定や迷惑メールフォルダの 中をご確認ください。また、アットマーク(@)の前に2連続以上のドット(..)やア ットマークの直前にドット(.@)が入ったメールアドレスは経由するメールサー バー等で受信拒否となる場合があります。メールアドレスの変更をお願いします。

Q3 メールが送信されるはずなのですが、メールが届きません。

A メールが届いていない場合、特定のドメイン拒否や指定メールアドレス以外は 受信拒否しているなどの受信制限が設定されていないか、迷惑メールに振り分け られていないか、メールサーバーの容量がいっぱいになっていないか等、登録されたメールアドレスが受信可能な状態であるかをご確認ください。

なお、受信制限の解除方法やメールサーバーの容量の確認方法については、お 使いの環境毎に異なりますので、ご契約のキャリアやプロバイダへお問合せくだ さい。

- Q4 運転免許証を用いた eKYC による本人確認を行い、登録申請まで終わりました が、その後、運転免許証を撮影し直すように修正指示がありました。どのよう に操作すればよいでしょうか。
- A お手数ですが、修正指示に従い、新たに機体の登録申請を行ってください。 修正指示により差し戻しされた申請は、一定期間を過ぎると取消となります。 その際、ドローン情報基盤システム 2.0 (information@dips-reg.mlit.go.jp)

からメールが送信されますが、何か操作を行う必要はありません。

Q5 gBizIDとは何でしょうか。

A gBizIDとは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。gBizIDにはgBizID プライム/gBizIDメンバー/gBizIDエントリーがあり、ドローン情報基盤システム2.0で利用するためには、予めプライム又はメンバーを取得する必要があります。

gBizID エントリーはドローン情報基盤システム 2.0 では利用できませんので、 ご了承ください。

gBizID の詳細はデジタル庁のホームページ(https://gbiz-id.go.jp/top/)を ご確認ください。

Q6 gBizIDメンバーを作成し、本人確認の際に利用しましたが、エラー画面が表示され、先に進めません。

A gBizIDメンバーのアカウントに「ドローン情報基盤システム 2.0」の利用権限 が付与されていない場合、エラー画面が表示されます。

利用するためには、gBizID プライムアカウントの「gBizID メンバー管理」メ ニューから、gBizID メンバーのアカウントに「ドローン情報基盤システム 2.0」 の利用権限を付与してください。

利用権限の付与方法が分からない場合は、gBizID プライムアカウントを管理している部署やデジタル庁のホームページ(https://gbiz-id.go.jp/top/)をご確認ください。(無人航空機ヘルプデスクではご案内できません。)

- Q7 改造機や自作機を登録する際に必要な機体の写真には、どのような写真を添付 すればよいですか。
- A 機体の重量が 25kg 未満の場合は、登録する機体の外面が分かる写真を1枚添 付してください。機体の重量が 25kg 以上の場合は、機体上面、前面、側面及び 操縦装置の外観がわかる画像(計4枚)を添付してください。

この際、メーカー等のカタログ画像ではなく、ご自身で機体等を撮影していた だき、画像から機体等の一部がはみ出すことのないようにご留意ください。

Q8 ドローン情報基盤システム2.0(登録機能)でなかなか次の画面に進まない。

A メールによる認証待ちの可能性があります。メールが来ていないかご確認くだ さい。

このとき、画面の更新(キーボードのF5キーを押下、スマートフォン等の更新 ボタン押下等)や画面を閉じることは控えていただき、処理が行われるまでお待 ちください。 Q9 システムに入力する製造番号がわかりません。

A 製造番号の表示の場所や仕方などはメーカーにより異なります。 購入した機体の取扱説明書やメーカーのホームページを確認する等、必要に応じてメーカーへ問い合わせる等してください。

メーカーにより、二行に渡って記載されていたり、桁数が異なる等、製造番号 に関する取決めや表示方法が異なります。製造番号が他の方と重複していると登 録できませんので、間違いの無いように登録してください。

Q10 手数料を納付しましたが、領収書は発行されないのでしょうか。

A 無人航空機登録に係る手数料の納付について、<u>領収書は発行できません</u>。ATM から発行される利用明細等をご確認ください。

(参考)日本銀行 HP 電子納付(ペイジー納付)の概要

https://www.boj.or.jp/note\_tfjgs/kokko/elec/elec\_nofu.htm/

Q11 法人・団体ですが、手数料を口座振り込みできないでしょうか。

A 無人航空機登録に係る手数料の納付について、<u>口座振り込みには対応しておりま</u> <u>せん</u>。オンライン申請の場合はクレジットカード払い、ATM 払い、インターネット バンキング払い、書面申請の場合は Pay-easy 対応の ATM 等でお支払いください。

Q12 法人・団体ですが、登録申請書の書き方を教えてください。

 A 国土交通省航空局のホームページ(無人航空機の登録制度)において、記載例を 掲載しております。事前にご確認の上、申請書を記載ください。
https://www.mlit.go.jp/koku/content/001446091.pdf

Q13 何もしていないのに、申請が勝手に取消されていました。

A 手数料の納付期間や、申請の修正期間内等に何らかの対応がなされない場合、シ ステムにより自動で申請が取消となります。個別に事前の連絡等は行っておりませんのでご了承ください。

なお、登録申請中の機体と同一の機体について重ねて申請があった場合も、シス テムにより自動で申請取消となりますのでご注意ください。 Q14 機体を譲渡したいのですが、書面申請ではどのように行えばよいでしょうか。

A 機体の譲渡手続きについては<u>オンライン申請のみでの対応</u>となっております。 譲渡側、譲受側のどちらか一方でもオンライン手続きを行えない場合、譲渡手続き は行えません。この場合、譲渡人がまず登録情報を抹消し、譲受人が新規に登録申 請を行ってください。

Q15 登録記号を確認したいが、パスワードがわからずシステムにログインできない。

- A パスワードが不明な場合、ドローン情報基盤システム2.0のログイン画面において「パスワードを忘れた方はこちら」より手続きを行ってください。入力内容が確認できた場合、アカウントに登録済みのメールアドレスへ通知されます。
- Q16 新規登録申請をしたいのですが、免許証の eKYC で何回やってもうまく免許証を 読み取れません。
- A 以下のような状態になっていないかご確認の上、再度撮影してください。なお、 免許証は<u>表面だけでなく、裏面も撮影する必要があります</u>。システムの画面の指示 をよく確認し操作してください。
  - ・枠内に収めて映しているか(ピントが合う範囲でなるべく大きく映してください)
  - ・枠の四角形に対し書類が傾きすぎていないか
  - ・光の反射やブレがないか
  - ・枠内に書類以外の物が映り込んでいないか

(参考) eKYC ウェブマニュアル

https://www.dips-reg.mlit.go.jp/contents/drs/preview/polarify.pdf

Q17 リモート ID を書き込もうとしたら、製造番号を間違って登録したことに気づいた。変更の仕方を教えてほしい。

A 製造番号は機体登録後は変更が行えません。機体登録の際は製造番号に誤りが無 いようによくご確認ください。

また、システム操作マニュアルにも記載のとおり、製造区分、製造者名、型式名、 機体の種類の情報も登録後は変更できませんのでご注意ください。

変更が必要な場合は、新しい機体として新規登録を行ってください。

Q18 手数料を納付したが、いつまでたっても登録記号が送られてこない。

A 手数料を納付いただいた後、登録記号発番までに通常1~5開庁日程度要します。 また、登録記号は国土交通省から送付しておりませんので、ドローン情報基盤シ ステム2.0(登録記号)にログインの上ご確認ください。

なお、書面申請で郵送でも受け取りを希望された場合に限り、登録完了通知を郵 送しておりますが、登録記号発番後の郵送となるため更に時間がかかりますことを ご了承ください。

Q19 地方公共団体ですが、登記をしていません。本人確認書類は何を用意すればよい でしょうか。

- A 設立の登記をしていない場合、以下の情報を記載した書類を国土交通大臣宛に作 成し、添付してください(任意様式)。
  - ① 法人の名称
  - ② 本店または主たる事務所の所在地
  - ③ 上記①と②を証明する旨の記載(行政機関の長の名による)

(参考) 航空法施行規則
第二百三十六条の三 第2項 第三号(抜粋)
所有者が法人である場合当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書(当該法人が設立の登記をしていないときは、<u>当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の</u>
<u>名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類</u>)

上記以外のよくある質問については以下のページに掲載されておりますので、あわ せてご確認ください。

https://www.dips-reg.mlit.go.jp/contents/drs/question.html